

議案第1号

守谷市公共公益施設整備基金条例

守谷市公共公益施設整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
1号	1

守谷市公共公益施設整備基金条例

(設置)

第1条 公共公益施設の整備に要する財源を確保するため、守谷市公共公益施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共公益施設の整備に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(守谷市義務教育施設修繕基金条例等の廃止)

2 守谷市義務教育施設修繕基金条例（平成2年守谷町条例第4号）及び守谷市城址公園整備基金条例（平成6年守谷町条例第3号）（以下これらを「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置されていた守谷市義務教育施設修繕基金及び守谷市城址公園整備基金に属する現金は、この条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。

提案理由（議案第1号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、今後見込まれる公共公益施設の建築，改修等に安定的に対応していくための財源確保を目的とした総合的基金を設置するため，条例を制定するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
1号	2